

平成20年1月28日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議会  
会長 國 武 輝 久

特別職の報酬等の額について（答申）

平成20年1月17日に諮問のあった市長、副市長並びに議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

- 1 報酬等の額は、据え置くことが適当である。

（説明）

現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、政令指定都市や中核市における特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、並びに新潟市の財政状況、消費者物価指数等の資料を参考に慎重に審議を行った。

審議に当たっては、政令指定都市に移行した本市に対する期待は益々大きく、特別職の職責も一層重いものとなってきていること、また、一般職員については人事委員会による最初の給与勧告が出されたことや、財政状況を取り巻く環境も変わりつつあることなどの状況を十分踏まえた上で、特別職の妥当な報酬等のあり方について率直な意見交換を行った。

報酬等の額を改定するべきか否かについては、他の政令指定都市との比較や職責の観点などから引き上げについての議論も行われた。しかしながら、国家公務員の特別職や指定職の給与改定が見送られたこと、一般職員の給与改定が、初任給を中心に若年層に限定されたものであること、人口及び財政規模などの類似都市と比較して、本市特別職の報酬等の額が著しく均衡を欠くものでないこと、さらには、本市の財政状況についても、今後の収支見通しにおいて決して楽観でき

る状況ではないことを踏まえると、政令指定都市移行後の最初の年度であり、早急な引き上げについて、市民感情を配慮する必要があることなどから、据え置くことが妥当であるとの認識で基本的な考え方が一致したものである。